

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

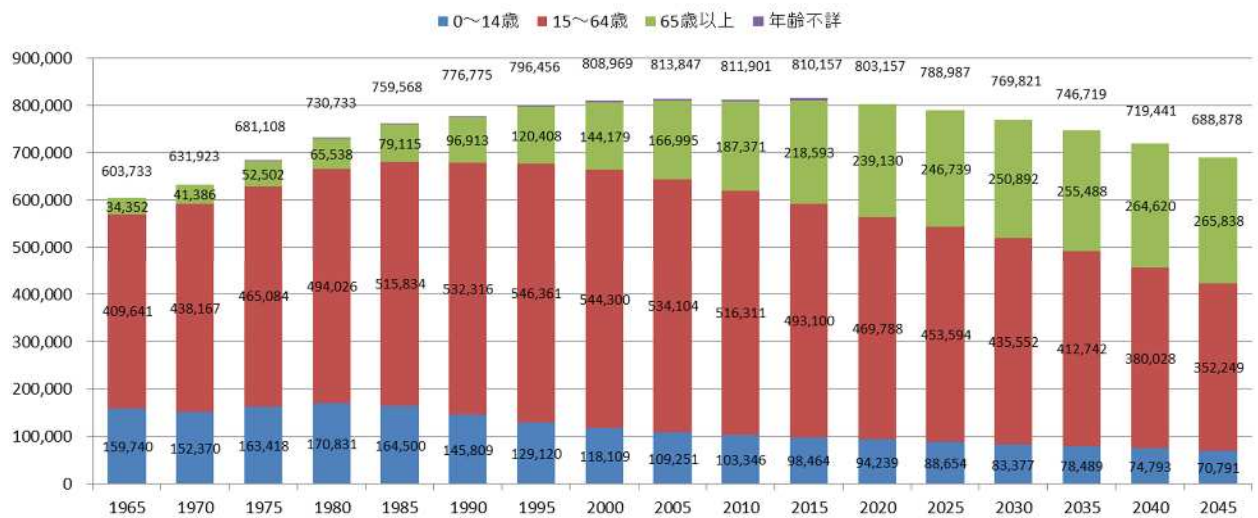
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

○本市の人口構造

本市の総人口は810,157人(2015年国勢調査)であり、その構成比は0～14歳が12.1%、15～64歳が60.9%、65歳以上が27.0%となっている。ピーク時の813,847人(2005年)よりも3,690人減少した。

このうち、生産年齢人口については、ピーク時の546,361人(1995年)よりも53,261人少ない493,100人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計(2018年公表値)によると、本市の生産年齢人口は2020年に469,788人、2030年に435,552人、2040年に380,028人と減少が継続すると予測されている。

■本市の人口構造と推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」より新潟市が作成

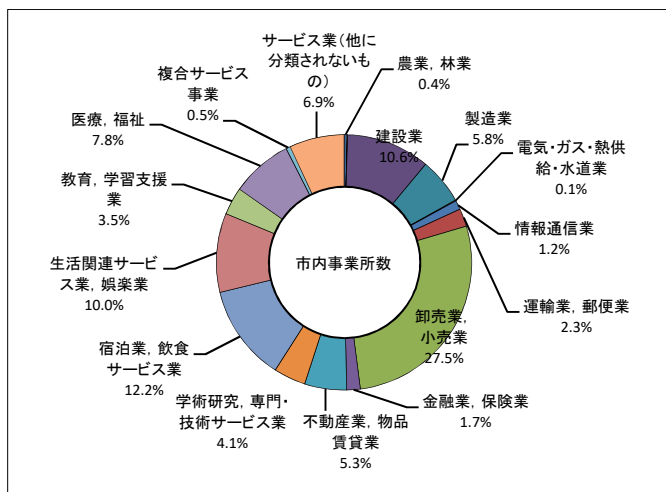
○本市の産業構造

市内の民営事業所数は、2014年は36,591事業所となっており、産業別構成比をみると、第3次産業が8割を超え、なかでも「卸売業、小売業」が27.5%と大きな割合を占めている。次いで「宿泊業、飲食サービス業」(12.2%)、「建設業」(10.6%)となっている。従業者数の産業別構成比についても第3次産業が約8割を占めており、なかでも大きい割合なのは「卸売業、小売業」(22.9%)、「医療、福祉」(13.4%)となっている。

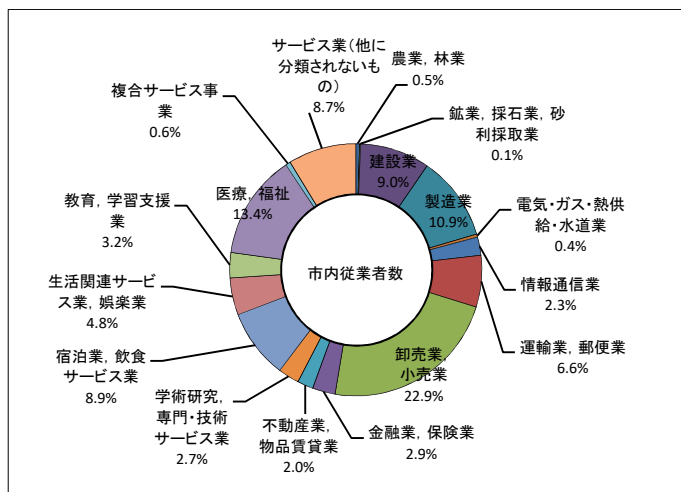
■市内産業別事業所数・従業者数〔民営〕（平成26年）

産業大分類	事業所数		従業者数	
	実数	構成比	実数	構成比
第1次産業	147	0.4%	1,887	0.5%
農業, 林業	142	0.4%	1,818	0.5%
漁業	5	0.0%	69	0.0%
第2次産業	6,033	16.5%	73,296	19.9%
鉱業, 採石業, 砂利採取業	12	0.0%	376	0.1%
建設業	3,882	10.6%	32,940	9.0%
製造業	2,139	5.8%	39,980	10.9%
第3次産業	30,411	83.1%	292,690	79.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	32	0.1%	1,455	0.4%
情報通信業	434	1.2%	8,552	2.3%
運輸業, 郵便業	830	2.3%	24,402	6.6%
卸売業, 小売業	10,064	27.5%	84,084	22.9%
金融業, 保険業	629	1.7%	10,770	2.9%
不動産業, 物品賃貸業	1,955	5.3%	7,429	2.0%
学術研究, 専門・技術サービス業	1,489	4.1%	9,944	2.7%
宿泊業, 飲食サービス業	4,447	12.2%	32,805	8.9%
生活関連サービス業, 娯楽業	3,660	10.0%	17,527	4.8%
教育, 学習支援業	1,282	3.5%	11,883	3.2%
医療, 福祉	2,855	7.8%	49,398	13.4%
複合サービス事業	197	0.5%	2,375	0.6%
サービス業(他に分類されないもの)	2,537	6.9%	32,066	8.7%
全産業	36,591	100.0%	367,873	100.0%

■市内産業別事業所数構成比〔民営〕（平成26年）



■市内産業別従業者数構成比〔民営〕（平成26年）



- (注) 1 「民営」とは、国及び地方公共団体以外をいう。
 2 農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除く。
 3 構成割合は小数点以下処理のため、合計が100%にならない場合がある。

資料：総務省「平成26年経済センサス-基礎調査（確報）」

また、2014年度の市内総生産額（名目）は約3兆1,524億円で、産業別にみると、第1次産業が約356億円、第2次産業が約5,658億円、第3次産業が約2兆5,174億円となっており、第2次産業及び第3次産業が総生産の97.8%を占めている。

■市内総生産（経済活動別）

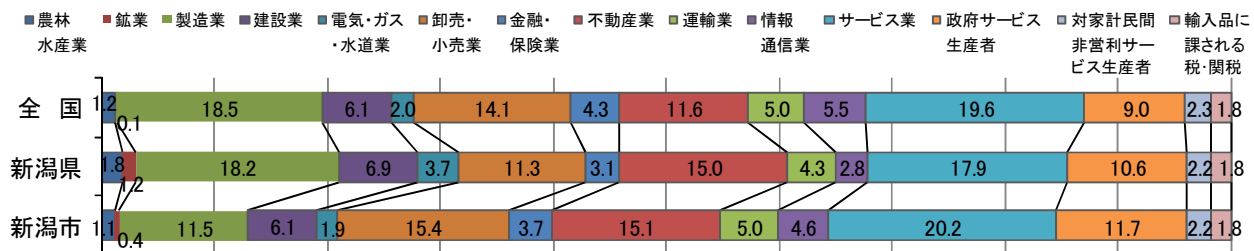
項目	名目						実質			
	実数 (単位:百万円)		構成比 (単位:%)		対前年度増加率 (単位:%)		実数 (単位:百万円)		対前年度増加率 (単位:%)	
	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度
1 産業	2,670,714	2,681,608	85.3	85.1	0.7	0.4	2,767,808	2,723,523	1.1	▲ 1.6
(1) 農林水産業	37,819	35,609	1.2	1.1	▲ 7.6	▲ 5.8	41,639	39,099	▲ 2.6	▲ 6.1
① 農業	35,340	33,159	1.1	1.1	▲ 6.8	▲ 6.2	39,258	36,981	▲ 1.2	▲ 5.8
② 林業	181	201	0.0	0.0	28.4	11.0	156	184	1.3	17.9
③ 水産業	2,298	2,249	0.1	0.1	▲ 19.4	▲ 2.1	2,351	2,045	▲ 21.7	▲ 13.0
(2) 鉱業	11,783	12,352	0.4	0.4	10.1	4.8	8,056	7,710	6.9	▲ 4.3
(3) 製造業	344,594	361,528	11.0	11.5	0.1	4.9	363,104	377,991	0.6	4.1
(4) 建設業	206,744	191,904	6.6	6.1	12.2	▲ 7.2	200,072	182,266	11.0	▲ 8.9
(5) 電気・ガス・水道業	50,674	58,469	1.6	1.9	▲ 6.4	15.4	44,909	47,199	▲ 11.3	5.1
(6) 卸売・小売業	494,011	486,095	15.8	15.4	2.0	▲ 1.6	489,851	468,298	1.3	▲ 4.4
(7) 金融・保険業	118,930	117,672	3.8	3.7	▲ 2.9	▲ 1.1	159,623	159,463	2.7	▲ 0.1
(8) 不動産業	470,317	476,350	15.0	15.1	▲ 0.2	1.3	495,077	504,979	0.6	2.0
(9) 運輸業	153,435	158,210	4.9	5.0	▲ 3.3	3.1	155,542	153,209	▲ 3.0	▲ 1.5
(10) 情報通信業	145,152	145,343	4.6	4.6	0.4	0.1	164,489	160,048	2.4	▲ 2.7
(11) サービス業	637,255	638,076	20.4	20.2	▲ 0.1	0.1	645,368	626,652	0.5	▲ 2.9
2 政府サービス生産者	359,492	367,842	11.5	11.7	▲ 0.1	2.3	381,649	380,122	0.3	▲ 0.4
3 対家計民間非営利サービス生産者	73,179	69,337	2.3	2.2	▲ 5.6	▲ 5.3	80,176	75,526	▲ 5.1	▲ 5.8
4 小計	3,103,385	3,118,787	99.2	98.9	0.4	0.5	3,235,377	3,186,846	0.9	▲ 1.5
5 輸入品に課される税・関税	41,636	56,101	1.3	1.8	11.7	34.7	32,065	42,807	0.3	33.5
6 (控除)総資本形成にかかる消費税	15,841	22,489	0.5	0.7	1.4	42.0	16,267	15,389	1.5	▲ 5.4
7 市内総生産	3,129,180	3,152,399	100.0	100.0	0.5	0.7	3,251,367	3,215,602	0.9	▲ 1.1
(参考)										
第1次産業	37,819	35,609	1.2	1.1	▲ 7.6	▲ 5.8	41,639	39,099	▲ 2.6	▲ 6.1
第2次産業	563,121	565,784	18.0	17.9	4.4	0.5	575,568	570,388	4.3	▲ 0.9
第3次産業	2,502,445	2,517,394	80.0	79.9	▲ 0.3	0.6	2,614,013	2,572,189	0.2	▲ 1.6

第1次産業：農林水産業、第2次産業：鉱業～建設業、第3次産業：電気・ガス・水道事業～対家計民間非営利サービス生産者

(注) 1 実質値の計数は加法整合性がないため、総数と内訳の合計は一致しない。

資料：新潟市総務課「平成26年度新潟市の市民経済計算」

■総生産（名目）の構成比〔全国、新潟県、新潟市〕（平成26年度）



(注) 1 総資本形成にかかる消費税を含んでいるため、構成費の合計は100%を超える

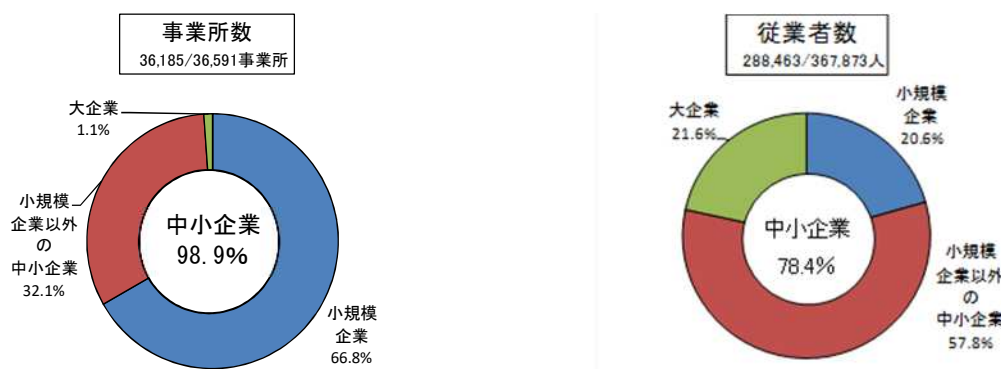
2 市・県は平成26年度、全国は平成26年（暦年）の構成比

資料：新潟市総務課「平成26年度新潟市の市民経済計算」、新潟県「平成26年度県民経済計算の概要」内閣府「2014年度国民経済計算」

○本市の中小企業の実態等

「平成26年経済センサス-基礎調査（確報）」より、中小企業基本法による定義（従業者数要件のみ適用）に準じて本市中小企業の規模を推計すると、事業所全体の98.9%（うち、小規模企業66.8%）、従業者数全体の78.4%（うち、小規模企業20.6%）となっており、中小企業が本市の産業や雇用を支えている。この重要性を鑑み、本市では平成26年に「新潟市中小企業振興基本条例」を制定するなど中小企業の振興を通じた地域経済の活性化に取り組んでいる。

■市内 事業所規模別事業所及び従業者数構成比〔民営〕の推計（平成26年）



資料：総務省「平成26年経済センサス-基礎調査（確報）」より新潟市産業政策課にて加工した推計値

○本市における労働生産性と人手不足

本市の労働生産性を産業大分類別にみると、「農業、林業」「漁業」の第1次産業はいずれも全国平均を上回っているものの、第2次産業はすべて全国平均を下回り、第3次産業においても「宿泊業、飲食サービス業」「複合サービス業」以外はすべて全国平均を下回っている状況となっている。全産業では、3,523千円/人となっており、県内平均3,342千円/人よりは高いが、全国平均4,574千円/人を下回る状況となっている（出典：地域経済分析システム。2012年、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス活動調査」再加工編）。

また、企業規模別の時間当たり労働生産性を業種別にみると、中小企業の時間当たり労働生産性が大企業よりも低い水準であると推計されている。

一方、市内に所在する3つのハローワークの全てで2014年から有効求人倍率が1倍を超えるなか、本市が独自に行っている新潟市景況調査（2018年1月実施）でも、2007年の調査開始後初めて、「経営上の問題」として人手不足に関する項目が1位・2位と占めるなど、市内中小企業の人手不足の状況は厳しさを増している。

生産年齢人口の継続的な減少が見込まれる中、中小企業が成長発展または持続的に発展するには、業種に関わらず積極的な設備投資を行うなど、労働生産性を向上させる必要がある。

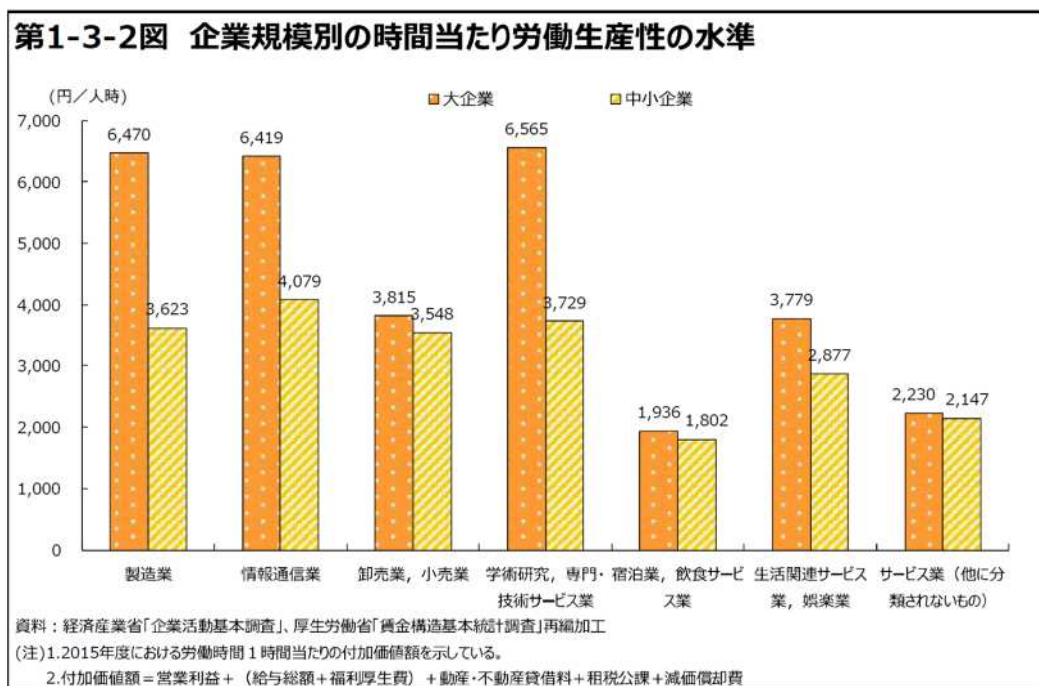
■市内企業の労働生産性（企業単位）

		(千円/人)		
産業大分類		新潟市	新潟県	全国
第1次産業				
	農業, 林業	6,284	2,847	2,417
	漁業	4,749	1,684	3,896
第2次産業				
	鉱業, 採石業, 砂利採取業	-1,952	3,098	6,194
	建設業	3,783	3,356	4,082
	製造業	4,421	3,995	5,625
第3次産業				
	電気・ガス・熱供給・水道業	10,792	9,903	14,081
	情報通信業	5,204	4,704	8,350
	運輸業, 郵便業	3,453	3,282	4,490
	卸売業, 小売業	3,315	3,342	4,261
	金融業, 保険業	9,251	8,166	12,676
	不動産業, 物品賃貸業	4,522	3,662	5,923
	学術研究, 専門・技術サービス業	4,153	3,899	7,075
	宿泊業, 飲食サービス業	1,572	1,570	1,514
	生活関連サービス業, 娯楽業	1,244	1,664	2,736
	教育, 学習支援業	3,388	3,030	3,744
	医療, 福祉	3,877	3,841	4,265
	複合サービス業	5,898	4,464	4,793
	サービス業(他に分類されないもの)	2,184	2,114	2,803
全産業		3,523	3,342	4,574

出典：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス 活動調査」再加工編

注記：付加価値額÷従業員数で算出

■企業規模別の時間当たり労働生産性の水準（2018 中小企業白書より）



(2) 目標

本市としては、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内の生産性向上を図っていく。これを実現するための目標として、以下のとおり定める。

本計画期間中の認定件数	385件以上
-------------	--------

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

1 (1) でみたとおり、本市の企業単位の労働生産性は第1次産業で全国平均を上回っているものの、第2次産業及び第3次産業で全国平均を下回っている。本市においては第2次産業及び第3次産業が総生産の97.8%を占めていることから、同産業の労働生産性向上が急務である。また、第1次産業についても本市は農業と食産業の一体的発展を目指すニューフードバレーの取り組みを推進するとともに、地域未来投資促進法にかかる基本計画においても米などの農業特産物を活用した食品・バイオ分野を活用戦略としていることから、さらなる労働生産性の向上を促進する必要がある。

このため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

上記2同様、本市では全産業において労働生産性の向上を促進する必要があるため、本計画の対象区域は農業振興区域を含む本市の全域とする。

(2) 対象業種・事業

上記2同様、本市では全産業において労働生産性の向上を促進する必要があるため、本計画の対象業種及び事業等については、日本標準産業分類に定めるもの全ての業種及び当該事業者が行う全ての事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組については先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・市税を滞納している者は、対象としない。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。